２０　　年　　月　　日

様式９

一般社団法人情報サービス産業協会　殿

**欠格事項への該当の有無について**

申請事業者名称

代表者**役職**・氏名　　　 　代表者印

一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」（JIP-PMK510）に定める欠格事項について、下記の通り事実と相違ありません。

記

(1) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。以下この項において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる事業者ではないこと。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ　「個人情報の保護に関する法律」の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ハ　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

(2) 申請の日前3か月以内に、次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ　プライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）から否認決定を受けた事業者

ロ　審査料及び審査に係る旅費（交通費、宿泊料等）の支払いがなく審査の打切りを受けた事業者

(3) 申請の日前1年以内に、次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ　審査機関が審査の過程において次の事項を発見したため、審査を打ち切った事業者

① 申請に係る事項に虚偽があったとき

② 申請者の従業者以外の者が審査に立ち会ったとき

ロ　付与の取消しを受けた事業者

ハ　付与契約の解除を受けた事業者

(4) 「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」3.2.3に基づき、付与の一時停止の措置が決定した事業者は、その停止期間ではないこと。

以上